平成２４年（フ）第２８０４号
札幌市厚別区厚別東２条３丁目７番５―103号
破産者　有櫛　幸一
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８２２号
札幌市豊平区平岸３条６丁目１番31号　マノワール平岸202号
破産者　渡邊　義信
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３６号
岩手県盛岡市永井20地割33―３　たんぽぽ１番館101号室、開始決定時の住所青森県弘前市大字浜の町西３丁目３番地６
破産者　佐藤　正人
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２６号
岩手県釜石市栗林町第24地割77番地１　栗林第４仮設団地11―６、住民票上の住所岩手県釜石市鵜住居町第15地割54番地２
破産者　山崎　公平
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２６号
福島県郡山市静町62番17号、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市大槻町字下町東16番地の６
破産者　遠藤　節子
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１１４０号
埼玉県川口市青木２丁目13番23―1008号
破産者　瀬川　光男
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３６１号
さいたま市桜区白鍬125　ファザーランドホンムラ３号棟202号室、住民票上の住所埼玉県川口市南鳩ヶ谷４丁目５番15号
破産者　西田　利秋
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４７号
横浜市戸塚区上倉田町417番地　東海ビル202号
破産者　林美代こと　林　　文婷
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０８５号
横浜市神奈川区菅田町1660番地１　フラット的場203号
破産者　長谷部洋憲
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１３５号
横浜市磯子区滝頭１丁目１番８号
破産者　村松　　茂
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６号
長野県飯田市馬場町１丁目４番地３　パームマンション102号
破産者　竹村　　奨
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第８５５９号
兵庫県西宮市甲陽園目神山町16―24、住民票上の住所兵庫県西宮市甲陽園山王町３番13号
破産者　吉良　敏子
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９１７号
大阪市生野区小路東２丁目１―12　ＯＤＮＩＺ66　703号、開始決定時の住所大阪市生野区巽南３丁目９番５号
破産者　大橋　洋子
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４２８号
大阪市中央区大手通２丁目３番15号
破産者　川辺　康夫
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５９５号
大阪市北区同心２丁目15番20号是空ＤＯＳＨＩＮ403号室、開始決定時の住所和歌山県御坊市島620
破産者　鶴谷　幸次
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７８３号
大阪市福島区海老江７丁目11番14号　ドミール海西307号
破産者　竹森　真三
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８８２号
大阪市鶴見区鶴見４丁目10番５号506
破産者　秋元永俊こと　秋　　永俊
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１４５号
大阪府豊能郡能勢町宿野171番地の90
破産者　植月ます子
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部